

しょう しゃしえん
障がい者支援・えべつ21プラン

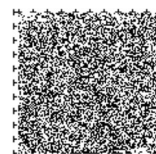
だい きしょう ふくしけいかく / だい きしょう じふくしけいかく
第7期障がい福祉計画 / 第3期障がい児福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど
令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

がい よう ばん
【概要版】

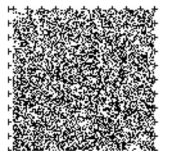
れいわ ねん がつ
令和6（2024）年3月

ほっかいどう えべつし
北海道江別市



目次

1	計画策定に当たって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	1
3.	計画策定の基本的方向	1
4.	計画の期間	2
5.	計画の対象者	2
6.	計画策定の過程	2
2	障がいのある方の現状	3
1.	人口と障がい者数	3
2.	難病患者数	3
3.	サービス提供体制の現状	4
3	障がい福祉の課題	5
4	計画の基本的な考え方	7
1.	基本理念と基本目標	7
2.	計画の施策体系	8
5	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画	9
1.	令和8（2026）年度の成果目標	9
2.	障害福祉サービスの見込量と今後の取組の方向性	12
3.	障害児通所支援等 （見込量と今後の取組の方向性）	15
4.	地域生活支援事業 （見込量と今後の取組の方向性）	17
6	計画の実現に向けて	19
1.	障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり	19
2.	障がいのある方を支える持続可能な基盤づくり	20



けいかくさくてい あ 1 計画策定に当たって

1. けいかくさくてい しゆし 1. 計画策定の趣旨

えべつし しょう しゃしやく すいしん へいせい ねん がつ しょうがいしゃきほんほう しょうわ ねんほうりつ
江別市では、障がい者施策の推進のため、平成27（2015）年3月には、「障害者基本法（昭和45年法律
だい 84 号）」に基づく「第4期障がい者福祉計画」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
ほうりつ へいせい ねんほうりつだい しょう いか しょうがいしゃそうごうしえんほう しょうわ だい しょう ふうしけいかく
法律（平成17年法律第123号）（以下、障害者総合支援法といいます。）」に基づく「第4期障がい福祉計画」
を、平成30（2018）年3月には、「第5期障がい福祉計画」と「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に
もと だい しょう じ ふうしけいかく しょう しゃしえん いったいてき さくてい かくしゆしやく てんかい
基づく「第1期障がい児福祉計画」を「障がい者支援・えべつ21プラン」として一体的に策定し、各種施策の展開
はか
を図ってまいりました。

このうち、障がい福祉に関する施策の展開、実施について定めた中長期的な計画である「第5期障がい者福祉
けいかく けいかくまかん れいわ ねんど れいわ ねんど ねんかん
計画」の計画期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間となっています。また、障害
ふうし サービスの提供に関する具体的な見込量やサービスを確保する方策を示す「第6期障がい福祉計画」と、
はつたつ ふあん しょう じどう しえん ひつよう みごみょうとう さだ だい しょう じ ふうしけいかく けいかく
発達に不安や障がいのある児童の支援に必要なサービス見込量等を定めた「第2期障がい児福祉計画」の計画
まかん れいわ ねんど れいわ ねんど ねんかん
期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間となっています。このため、令和5
（2023）年度をもって、現計画の見直しを迎えることとなりました。

2. けいかく いち 2. 計画の位置づけ

ほんけいかく しょうがいしゃそうごうしえんほう ちと しょう ふうしけいかく およ じどうふうしほう ちと しょう じ ふうしけいかく
本計画は、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」及び、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を
いったいてき さくてい ほんし しょう しゃ しょう じしやく そうごうてき けいかくてき すいしん さくてい
一体的に策定するものであり、本市における障がい者・障がい児施策を総合的かつ計画的に推進するために策定
するものです。

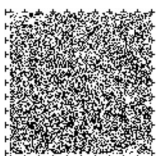
しょう ふうしけいかく およ しょう じ ふうしけいかく しょうがいふうし じどうつうしよしえん ていきょう かん ぐたいてき
「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、障害福祉サービスや児童通所支援の提供に関する具体的な
みごみょう かくほ ほうさく しめ けいかく しょう しゃふうしけいかく じっしけいかく いち
見込量やサービスを確保するための方策を示す計画で、「障がい者福祉計画」の実施計画と位置づけています。

3. けいかくさくてい きほんてきほうこう 3. 計画策定の基本的方向

(1) けいかくさくてい きほんてき かんが かた (1) 計画策定の基本的な考え方

だい しょう しゃふうしけいかく だい しょう ふうしけいかく およ だい しょう じ ふうしけいかく きほん
「第5期障がい者福祉計画」、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」において、基本
りねん およ きほんもくひょう きょうせいしゃかい けいせい すいしんとう かか ちいきしゃかい きょうせい じつげん
理念及び基本目標に共生社会の形成やノーマライゼーションの推進等を掲げ、地域社会における共生の実現に
む とりくみ おこな
向けた取組を行っています。

ほんけいかくさくてい きほんてき かんが かた ぜんけいかく きほんりねん きほんもくひょう そんちよう わくぐ およ しやく けいしよ
本計画策定の基本的な考え方として、前計画の基本理念や基本目標を尊重し、枠組み及び施策を継承する
こととしています。また、くに きほんしんしん どう けいかくとう ふ みごみょうとう すうちもくひょう さだ
必要の事業を追加します。



(2) SDGsの視点

本計画は、SDGsの17の目標の視点を踏まえ、計画の施策体系や取組の整理を進めます。

SDGs（エスディーゼズ）とは

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

17のゴールの中には、「3 すべての人に健康と福祉を」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナースHIPで目標を達成しよう」など、障がいのある方をとりまく環境に関連したものがああります。

4. 計画の期間

「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」の計画期間は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
第5期障がい者福祉計画					
第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		

5. 計画の対象者

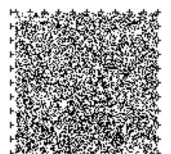
「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、「障害者総合支援法第4条」及び「障害者基本法第2条第1項」並びに「児童福祉法第4条第2項」に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病及びその他の発達上の課題があり、その障がい等と社会的障壁のために、継続的に日常生活や社会生活において支援を必要とする方々を対象とします。

6. 計画策定の過程

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の策定に当たっては、学識経験者、障がい関連団体の代表者及び公募市民等により、江別市障がい福祉計画等策定委員会を設置し、具体的な検討や審議を行いました。

また、関係団体等へのヒアリングを実施しその結果を、計画策定のための資料として活用しました。

さらに計画案を広く市民に公表し意見等を求めるため、パブリックコメント（市民意見の公募）を実施し、その結果を踏まえ計画を策定しました。



しょう かた げんじょう 2 障がいのある方の現状

1. じんこう しょう しゃすう 1. 人口と障がい者数

えべつし しんたいしょうがいしゃてちょうとう しょうじしゃすう れいわ ねん がつ にちげんざい さいみまん ふく い かとく
江別市の身体障害者手帳等の所持者数（令和5（2023）年4月1日現在、18歳未満を含む、以下特に
ことわ かがい どうよう ぜんたい にん うちわけ しんたいしょう しゃ にん ちてきしょう しゃ にん
断りのない限り同様）は全体で 8,288人、その内訳は身体障がい者が 5,683人、知的障がい者が 1,459人、
せいしんしょう しゃ にん
精神障がい者が 1,146人となっています。

そうじんこう し わりあい しんたいしょう しゃ ぼーせんと ちてきしょう しゃ ぼーせんと せいしんしょう しゃ
総人口に占める割合は、身体障がい者は 4.78 %、知的障がい者は 1.23 %、精神障がい者は 0.96
ぼーせんと ちてきしょう せいしんしょう しょうかけいこう
% となっており、知的障がいと精神障がいは増加傾向にあります。

しんたいしょうがいしゃてちょうとう しょうじしゃすう すい
身体障害者手帳等の所持者数の推移

たんい にん ぼーせんと
(単位：人、%)

く ぶん	へいせい ねん 平成29年 (2017)	へいせい ねん 平成30年 (2018)	れいわがねん 令和元年 (2019)	れいわ ねん 令和2年 (2020)	れいわ ねん 令和3年 (2021)	れいわ ねん 令和4年 (2022)	れいわ ねん 令和5年 (2023)
そうじんこう 総人口	118,979	118,971	119,510	119,883	119,777	119,333	118,776
しんたいしょう 身体障がい者	5,441	5,471	5,558	5,671	5,760	5,627	5,683
そうじんこうひ 総人口比	4.57%	4.60%	4.65%	4.73%	4.81%	4.72%	4.78%
ちてきしょう 知的障がい者	1,171	1,214	1,240	1,279	1,345	1,418	1,459
そうじんこうひ 総人口比	0.98%	1.02%	1.04%	1.07%	1.12%	1.19%	1.23%
せいしんしょう 精神障がい者	778	827	865	936	976	1,082	1,146
そうじんこうひ 総人口比	0.65%	0.70%	0.72%	0.78%	0.81%	0.91%	0.96%
しょう 障がい者計	7,390	7,512	7,663	7,886	8,081	8,127	8,288
そうじんこうひ 総人口比	6.21%	6.31%	6.41%	6.58%	6.75%	6.81%	6.98%

かくしょう しょうじしゃすう てちょうしょうじしゃすう かくねん がつ にちげんざい しょうじんこう じゅうみんきほんだいちょうじんこう かくねん がつ にちげんざい
※各障がい者数は手帳所持者数：各年4月1日現在、総人口は住民基本台帳人口：各年10月1日現在

なんびょうかんじやすう 2. 難病患者数

なんびょう かんじや たい いりょうとう かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう じよせいたいしやう していなんびょう
「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）」の助成対象となる「指定難病」の
たいしやうしつべいすう れいわ ねん がつげんざい しつべい
対象疾病数は、令和5（2023）年7月現在で 338疾病となっています。

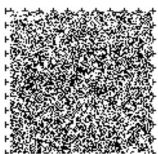
れいわ ねん がつげんざい なんびょうかんじやすう いりょうひじよせいじゆきゆうしやすう にん
令和5（2023）年4月現在の難病患者数（医療費助成受給者数）は 1,590人となっています。

いりょうひじよせいじゆきゆうしやすう すい
医療費助成受給者数の推移

たんい にん
(単位：人)

く ぶん	へいせい ねんど 平成29年度 (2017)	へいせい ねんど 平成30年度 (2018)	れいわがねんど 令和元年度 (2019)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020)	れいわ ねんど 令和3年度 (2021)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023)
いりょうひじよせい 医療費助成 じゆきゆうしやすう 受給者数	1,592	1,672	1,641	1,526	1,548	1,558	1,590

えべつほけんじよしら かくねん がつ にち
※江別保健所調べ、各年4月1日



3. サービス提供体制の現状

令和5（2023）年10月現在、本市では延べ 225箇所の事業所で、障害福祉サービス等が提供されています。

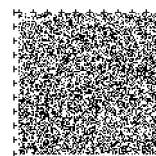
江別市内及び札幌圏の障がい福祉事業所の概要

令和5（2023）年10月1日現在

区分	江別市		札幌圏		江別市 (10万人当たり)		札幌圏 (10万人当たり)		
	令和2年 (2020)	令和5年 (2023)	令和2年 (2020)	令和5年 (2023)	令和2年 (2020)	令和5年 (2023)	令和2年 (2020)	令和5年 (2023)	
訪問系	居宅介護	17	21	585	634	14.2	17.7	24.4	26.5
	重度訪問介護	17	17	551	587	14.2	14.3	23.0	24.6
	行動援護	2	2	123	132	1.7	1.7	5.1	5.5
	同行援護	3	5	222	221	2.5	4.2	9.3	9.2
	重度障害者等包括支援	0	0	1	1	0	0	0.1	0.0
日中活動系	生活介護	10	14	212	247	8.3	11.8	8.9	10.3
	自立訓練（機能訓練）	0	0	14	13	0	0	0.6	0.5
	自立訓練（生活訓練）	0	1	38	36	0	0.8	1.6	1.5
	宿泊型自立訓練	1	1	9	8	0.8	0.8	0.4	0.3
	就労移行支援	6	5	86	81	5.0	4.2	3.6	3.4
	就労継続支援（A型）	2	5	124	145	1.7	4.2	5.2	6.1
	就労継続支援（B型）	21	22	465	624	17.5	18.5	19.4	26.1
	就労定着支援	3	5	45	54	2.5	4.2	1.9	2.3
療養介護	0	0	3	4	0	0	0.1	0.2	
短期入所	6	7	137	186	5.0	5.9	5.7	7.8	
居住系	グループホーム	13	19	302	401	10.8	16.0	12.6	16.8
	自立生活援助 施設入所支援	0 3	0 3	2 44	10 43	0 2.5	0 2.5	0.1 1.8	0.4 1.8
障がい児通所系	児童発達支援	26	34	512	649	21.7	28.6	21.4	27.2
	医療型児童発達支援	0	0	2	2	0	0	0.1	0.1
	居宅訪問型児童発達支援	1	2	11	14	0.8	1.7	0.5	0.6
	障害児相談支援	4	6	112	146	3.3	5.1	4.7	6.1
地域移行	保育所等訪問支援	4	5	45	66	3.3	4.2	1.9	2.8
	放課後等デイサービス	26	33	579	733	21.7	27.8	24.2	30.7
計画相談	地域移行支援	3	3	83	98	2.5	2.5	3.5	4.1
	地域定着支援	3	3	83	96	2.5	2.5	3.5	4.0
合計	182	225	4,543	5,423					
参考	119,883	118,776	2,393,249	2,389,967					

※事業所数は、北海道または札幌市に届け出されている件数であり、複数のサービスを提供している事業所は重複しています。

※札幌圏は、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の6市1町1村



しょう ふくし かだい

3 障がい福祉の課題

ちいま じつじょう しょう かた ふ けいかくないよう しょう しゃ しょう じ だんたい
地域の実情や障がいのある方のニーズを踏まえた計画内容とするため、障がい者・障がい児団体やボランティア
だんたい かつどうじょうきょう かだいとう き と もくてき だんたい じっし ほんけいかく さくてい しょう ふくし かだい
団体の活動状況や課題等の聞き取りを目的に団体ヒアリングを実施し、本計画の策定における障がい福祉の課題
い か せいり
を以下のとおり整理しました。

(1) 相談支援体制の充実

しょう かた ちいま じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ おく しょうがいふくし ていきょうたいせい
障がいのある方が地域において自立した日常生活・社会生活を送るためには、障害福祉サービスの提供体制を
かくほ しょうがいふくし しょうがいふくし しょうがいふくし しょうがいふくし しょうがいふくし しょうがいふくし
確保するとともに、サービス利用者の各種ニーズに対応できるように相談支援体制を充実させていく必要があります。
しょうだんしえん しょう かた かぞくとう かか かだい はあく せんもんてき じょげん おこな てきせつ
相談支援においては、障がいのある方やその家族等が抱える課題を把握し、専門的な助言を行い、適切な
ほけん いりょう ふくし ひつよう ぎょうせいきかん たかんけいきかん れんけい ふかけつ
保健・医療・福祉サービスにつなげる必要があります。そのためには、行政機関やその他関係機関との連携が不可欠とな
っています。

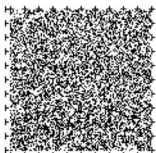
いりょう しょうがいふくし どうせいど あんない じゅうじつ はか しょう じ さいみまん しょう
ヒアリングでは、医療や障害福祉サービス等制度の案内の充実を図ることや障がい児（18歳未満）から障がい
しゃ さいじょう いこう さい しえんたいせい きょうか もと いけん で じょうほう ていきょうたいせい ないよう じゅうじつ
者（18歳以上）の移行の際の支援体制の強化を求める意見が出ており、情報の提供体制や内容の充実
つと しょう かた かぞく きがる そうだん かんきょう はいりょ しょうだんしゃ ひつよう じょうほう
努めながら、障がいのある方や家族が気軽に相談しやすい環境に配慮するとともに、相談者にとって必要な情報を
しゅうしゅう せんもんてき じょげん おこな たいせいせいび かだい
収集し、専門的な助言を行うための体制整備が課題となっています。

(2) ニーズに合った障害福祉サービスの提供

ちいま しょう かた かぞくとう しょう とくせいとう おう しょうがいふくし りょう
地域において、障がいのある方や家族等が、ニーズや障がいの特性等に応じた障害福祉サービスを利用しながら
じゅうじつ にちじょうせいかつ おく ひつよう りょう はあく しょうほう しょうがいふくし じぎょうしゃとう きょうゆう
充実した日常生活を送るためには、必要なサービスを把握し、その情報を障害福祉サービス事業者等と共有しな
じゅうぶん りょう かくほ ひつよう
がら、十分なサービス量を確保していく必要があります。

し ない しょう ふくしかんけいだんたい しょうがいふくし ていきょう かつどうとう しょう かた
また、市内では、障がい福祉関係団体により、障害福祉サービスの提供やボランティア活動等、障がいのある方を
ささ さまざま かつどう おこな かつどう かた こうれいか かつどうひんど げんじょう すず しょうらい にな て
支える様々な活動が行われていますが、活動する方の高齢化や活動頻度の減少が進んでおり、将来の担い手
ぶそく かだい
不足が課題となっています。

こじんどうし きはくか こりつ じょうきょう なか しょう かた あんしん せいかつ
個人同士のつながりが希薄化し、孤立しやすくなっている状況の中で、障がいのある方が安心して生活するために
ちいまじゅうみん きょうりやく しょう かたほんにん ほごしゃ かぞく きも よ そ たす あ
は、地域住民と協力して、障がいのある方本人はもとより保護者や家族の気持ちに寄り添って、助け合いながら、き
こま しえん たいせい せいび ひつよう
め細やかに支援していく体制を整備する必要があります。



(3) 障がい児支援の充実

障がい児支援を進めるに当たっては、障がいのある児童本人の最善の利益を考えながら、児童の健やかな育成を支援することが必要です。そのため、障がいのある児童やその家族に対して、発達に不安がある段階から、身近な地域で支援できる体制を確保することが重要です。

また、ヒアリングでは、放課後等デイサービスの利用対象外となる高校卒業後のケアや、緊急的に利用できる短期入所や日中一時支援のサービスについて強化・拡充を求め、意見が出ており、地域保健、医療、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築が求められています。

将来においても住み慣れた地域での生活を継続し、障がいの有無にかかわらず全ての児童が健やかに成長できるように、十分な障害福祉サービスの量や地域社会への参加の機会を確保することが課題となっています。

(4) 社会参加の機会の確保

障がいのある方が、自分らしくいきいきとした社会生活を送るためには、福祉施設での就労を含む日中活動の場や地域における交流活動への参加の機会を確保する必要があります。障がいのある方が社会的な障壁を感じることなく社会活動や余暇活動を行うためには、障がいのある方に対する地域の理解が重要です。

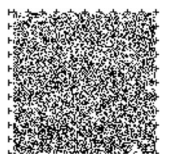
ヒアリングでは、障がいのある方が就労するためには、障がいの程度や特性に応じた就業環境の整備が必要という意見が出ています。

障がいのある方のニーズを踏まえて、障がいのある方の個性や能力の発揮を促進するために、ジョブコーチ等を活用した支援を行うことや就労への悩みを相談できる交流の場の充実を図ることなどが今後の課題となっています。

(5) 障がいのある方が住みやすい環境づくり

障がいのある方が地域で安全・安心な生活を送るためには、障がいのある方の個性と人格が尊重され、市民が障がいへの理解を深め、障がいを理由とした差別等のない環境づくりが重要です。

また、災害時の適切な情報伝達や避難時の環境の整備について不安があるというヒアリング結果から、災害時に障がいのある方が孤立することのないように、地域全体で支え合う住みやすい環境づくりや、音声のみならず文字などの視覚情報といった、あらゆる障がいに対応した情報伝達手段の整備・強化が求められています。地域で障がいのある方を支えていくためには何が必要なのかを考え、様々な相談や障害福祉サービス等につながるよう、広報やホームページによる情報提供の充実を図るとともに障がいのある方の声をもとに暮らしやすさの向上に努めていく必要があります。



4 計画の基本的な考え方

1. 基本理念と基本目標

本計画の基本理念と基本目標は、前提となる第5期障がい者福祉計画の期間中であることから、継続して設定します。

〈基本理念〉

障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成

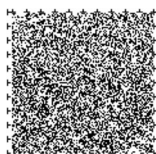
- 障がいのある方の自立を地域で支えることのできるサービス提供体制づくり
- 施設重視の福祉から地域福祉、在宅福祉への着実な転換
- 障がいのある方の自立と社会参加、就労の促進

障がいのある方などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、その方が必要とする支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備が求められています。

このような状況を踏まえ、全ての市民が障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で共生できるまちづくりを目指します。

〈基本目標〉

- 基本目標1 総合的ケアマネジメント体制の確立
- 基本目標2 ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大
- 基本目標3 障害福祉サービスの充実
- 基本目標4 保健・医療サービスの充実
- 基本目標5 保育・教育施策の充実
- 基本目標6 雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援
- 基本目標7 障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進
- 基本目標8 スポーツ・レクリエーション・文化活動等・障がいのある方の社会参加の推進



2. 計画の施策体系

「基本理念」 「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」

- ① 障がいのある方を地域で支えることのできるサービス提供体制づくり
- ② 施設重視の福祉から地域福祉、在宅福祉への着実な転換
- ③ 障がいのある方の自立と社会参加、就労の促進

基本目標 1：総合的ケアマネジメント体制の確立

- 【基本施策】
- 1-1 障がいや日常生活における相談の場と適切な情報の提供
 - 1-2 各種制度や障害福祉サービスに関する総合相談窓口の充実
 - 1-3 障がいのある方の自立を支える社会環境の充実

基本目標 2：ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大

- 【基本施策】
- 2-1 情報提供の充実
 - 2-2 市民への障がいの正しい理解の啓発
 - 2-3 地域福祉・ボランティア活動の支援
 - 2-4 社会参加の推進

基本目標 3：障害福祉サービスの充実

- 【基本施策】
- 3-1 訪問系サービスの提供と充実
 - 3-2 日中活動系サービスの提供と充実
 - 3-3 居住系サービスの提供と充実
 - 3-4 コミュニケーション手段の確保
 - 3-5 日常生活用具等の提供と充実
 - 3-6 日常生活を安全で安心なものとする福祉サービスの提供と充実

基本目標 4：保健・医療サービスの充実

- 【基本施策】
- 4-1 障がいの発生予防、早期発見
 - 4-2 医療・保健サービスとの連携
 - 4-3 早期療育体制の充実

基本目標 5：保育・教育施策の充実

- 【基本施策】
- 5-1 一人ひとりの子どものニーズに合わせた保育や教育の提供

基本目標 6：雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援

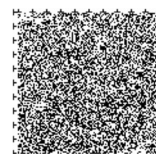
- 【基本施策】
- 6-1 就労能力の向上の支援
 - 6-2 就労の確保、待遇の向上促進

基本目標 7：障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進

- 【基本施策】
- 7-1 障がい福祉事業者、ボランティア団体等との連携
 - 7-2 防災・安全対策の充実
 - 7-3 移動・交通対策の推進
 - 7-4 バリアフリーのまちづくり

基本目標 8：スポーツ・レクリエーション・文化活動等・障がいのある方の社会参加の推進

- 【基本施策】
- 8-1 障がいのある方の社会参加活動の支援



しょう ふくしけいかくおよ しょう じ ふくしけいかく 5 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

1. 令和8（2026）年度の成果目標

ここでは、地域生活への移行、一般就労への移行促進や障がい児支援の提供体制等の整備について、令和8（2026）年度末までの目標値を設定します。

目標値の設定に当たっては、国の基本指針に掲げられた目標値を基礎として、江別市の実情に応じた目標値を設定しています。

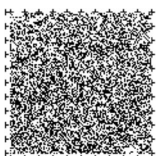
(1) 施設入所者の地域生活への移行（目標値）

項目	数値	備考
令和4（2022）年度末の施設入所者数	186人	令和4（2022）年度末の実績
令和8（2026）年度末の施設入所者数	176人	令和8（2026）年度末の見込み
入所から地域生活へ移行する目標人数	12人	令和4（2022）年度末の施設入所者数のうち、令和8（2026）年度末までに地域生活へ移行する累計人数（国の目標は6%以上）
施設入所者数の減少数	10人	令和8（2026）年度末の見込み（国の目標は令和4（2022）年度末の施設入所者数から5%以上の減）

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期間入院している精神障がいのある方の地域移行、地域定着を図るため、福祉サービスとともに、訪問看護などの保健・医療サービスなどの充実が求められています。

精神障がいのある方が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保される仕組みづくりを推進します。



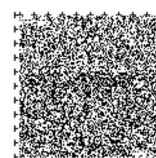
(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある方の高齢化が進む中、障がいの重度化や生活習慣病の発症、心身の機能低下などに対応することが求められています。障がいのある方が高齢になっても地域で安心して暮らし続けるためには、障がいによる特性と高齢による特性の両面に配慮した支援を行うために、地域生活支援拠点等の整備を推進する必要があります。

また、障がいのある方の高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための体制の充実、相談支援の機能強化、緊急時の受け入れや対応、地域で生活するための体験の機会や場の提供、専門相談員などの人材の確保や育成、コーディネート機能を強化するための地域の体制づくりを推進します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等（目標値）

項目	実績	数値	備考
一般就労移行者	実績	38人	令和3（2021）年度末の実績
	【目標値】	51人	令和8（2026）年度の見込み (令和3（2021）年度実績の1.28倍以上増加)
就労移行支援事業 (一般就労移行者)	実績	22人	令和3（2021）年度末の実績
	【目標値】	29人	令和8（2026）年度の見込み (令和3（2021）年度実績の1.31倍以上増加)
就労継続支援A型事業 (一般就労移行者)	実績	8人	令和3（2021）年度末の実績
	【目標値】	11人	令和8（2026）年度の見込み (令和3（2021）年度実績の1.29倍以上増加)
就労継続支援B型事業 (一般就労移行者)	実績	8人	令和3（2021）年度末の実績
	【目標値】	11人	令和8（2026）年度の見込み (令和3（2021）年度実績の1.28倍以上増加)



(5) 障がい児支援の提供体制の整備 (目標値)

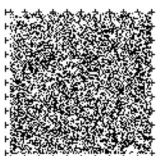
項目	実績	数値	備考
児童発達支援センター(市町村中核子ども発達支援センター)の設置	(実績)	1箇所	令和5(2023)年度の見込み
	【目標値】	1箇所	令和8(2026)年度の見込み
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	(実績)	1箇所	令和5(2023)年度の見込み
	【目標値】	1箇所	令和8(2026)年度の見込み
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	(実績)	1箇所	令和5(2023)年度の見込み
	【目標値】	1箇所	令和8(2026)年度の見込み
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	(実績)	あり	令和5(2023)年度の見込み
	【目標値】	あり	令和8(2026)年度の見込み

(6) 相談支援体制の充実・強化等 (目標値)

事業種別	実施回数	実績	区分	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
相談支援体制の強化	6	6	目標値	6	6	6
相談支援窓口機能	あり	あり	目標値	あり	あり	あり
指定特定相談支援事業所	11	11	目標値	12	13	14

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築(目標値)

事業種別	実施回数/年	実績	区分	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
障害福祉サービス等に係る研修への参加	3	3	目標値	4	4	4
障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果の共有	12	12	目標値	12	13	14



2. 障害福祉サービスの見込量と今後の取組の方向性

(1) 障がい者数の推計

今後の障害福祉サービス等のニーズを把握するため、障がい者数の推計を行いました。

障がい者数は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者数とし、平成30（2018）年以降、増加傾向にあります。

推計の結果、身体障がい者はおおむね横ばいで推移していますが、知的障がい者と精神障がい者は増加傾向を続け、第7期障がい福祉計画の終了年度である令和8（2026）年の障がい者の合計は8,479人と見込まれます。

障がい者手帳所持者数の推計結果

・身体障がい者は、

令和5（2023）年の5,683人から令和8（2026）年は5,690人へと7人（0.1%）増加

・知的障がい者は、

令和5（2023）年の1,459人から令和8（2026）年は1,551人へと92人（6.3%）増加

・精神障がい者は、

令和5（2023）年の1,146人から令和8（2026）年は1,238人へと92人（8.0%）増加

（単位：人、%）

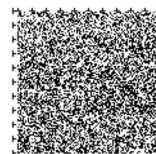
区分	実績値						推計値		
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)
総人口	118,971	119,510	119,883	119,777	119,333	118,776	118,471	118,138	117,766
身体障がい者	5,471	5,558	5,671	5,760	5,627	5,683	5,702	5,697	5,690
総人口比	4.60%	4.65%	4.73%	4.81%	4.72%	4.78%	4.81%	4.82%	4.83%
知的障がい者	1,214	1,240	1,279	1,345	1,418	1,459	1,470	1,511	1,551
総人口比	1.02%	1.04%	1.07%	1.12%	1.19%	1.23%	1.24%	1.28%	1.32%
精神障がい者	827	865	936	976	1,082	1,146	1,143	1,191	1,238
総人口比	0.70%	0.72%	0.78%	0.81%	0.91%	0.96%	0.96%	1.01%	1.05%
障がい者計	7,512	7,663	7,886	8,081	8,127	8,288	8,315	8,399	8,479
総人口比	6.31%	6.41%	6.58%	6.75%	6.81%	6.98%	7.02%	7.11%	7.20%

※各障がい者数は手帳所持者数各年4月1日現在、令和6（2024）年以降は推計値

※総人口は住民基本台帳人口各年10月1日現在、令和6（2024）年以降は推計値

【推計方法】障がい者数は、過去の障がい別の手帳所持者数の推移をもとに推計

（総人口は、過去の住民基本台帳人口の推移をもとにコーホート要因法により推計）



(2) 訪問系サービスの提供 (見込量)

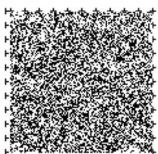
※令和5 (2023) 年度は3月末の見込み

サービス種別		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
居宅介護	利用人数/月	183	183	185	187
	総利用時間/月	3,477	3,477	3,515	3,553
重度訪問介護	利用人数/月	9	10	11	12
	総利用時間/月	1,375	1,528	1,681	1,834
同行援護	利用人数/月	14	14	14	14
	総利用時間/月	308	308	308	308
行動援護	利用人数/月	32	38	45	51
	総利用時間/月	416	494	585	663
重度障害者等包括 支援	利用人数/月	1	1	1	1
	総利用時間/月	33	33	33	33

(3) 日中活動系サービスの提供 (見込量)

※令和5 (2023) 年度は3月末の見込み

サービス種別		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
生活介護	利用人数/月	404	405	409	413
	延利用日数/月	8,221	8,347	8,537	8,729
自立訓練 (機能訓練)	利用人数/月	1	1	1	1
	延利用日数/月	23	23	23	23
自立訓練 (生活訓練)	利用人数/月	9	9	9	9
	延利用日数/月	135	135	135	135
宿泊型自立訓練	利用人数/月	2	2	2	2
	延利用日数/月	62	62	62	62
就労移行支援	利用人数/月	87	93	100	107
	延利用日数/月	1,524	1,630	1,752	1,875
就労継続支援 (A型)	利用人数/月	110	123	137	152
	延利用日数/月	2,315	2,460	2,740	3,040
就労継続支援 (B型)	利用人数/月	462	487	515	543
	延利用日数/月	8,005	8,618	9,303	9,774
就労定着支援	利用人数/月	28	28	28	28
療養介護	利用人数/月	21	21	21	21
短期入所 (ショートステイ)	利用人数/月	54	59	65	70
	延利用日数/月	320	350	385	415



(4) 居住系サービス（見込量）

※令和5（2023）年度は3月末の見込み

サービス種別	利用人数／月	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
自立生活援助	利用人数／月	1	1	1	1
グループホーム	入居人数／月	289	295	302	310
施設入所支援	入居人数／月	185	182	179	176

(5) 相談支援（見込量）

※令和5（2023）年度は3月末の見込み

サービス種別	利用人数／年	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
計画相談支援	利用人数／年	829	832	840	848
地域移行支援	利用人数／年	1	1	1	1
地域定着支援	利用人数／年	1	1	1	1

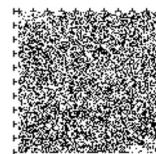
(6) 今後の取組の方向性

障がいの特性に応じて制度や各種サービスについてわかりやすい情報提供に努め、障がいのある方のみならず介護者等のケアも視野に入れたサービスの提供に向け、事業所や関係機関等との連携を強化し、計画相談支援事業所と協議しながら、必要なサービスの確保に努めます。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する方、医療的ケアを必要とする重度の障がいのある方などに、対し適切な支援を提供するためには、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることが重要となることから、江別市自立支援協議会を中心としたネットワークを活用して、障がいのある方への支援に向けた情報・意見交換を行うなど、関係機関との連携を図るとともに、障害福祉サービスの効果的な利用につながるよう相談支援体制の強化に努めます。

【サービスの量の確保のための方策】

区分	内容
訪問系サービス	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービスの量の確保に努めます。
日中活動系サービス	障がいのある方が地域で安心できる生活を送り、地域生活への移行を推進するために引き続き日中活動の場の確保に努めます。
居住系サービス	市内の障害福祉サービス事業者と連携して計画的な整備を進めるとともに、地域において障がいのある方が生活することへの理解を深めるための啓発に努めます。
相談支援	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、相談支援専門員の増員等を相談支援事業所等と協議しながら、必要なサービスの量の確保に努めます。

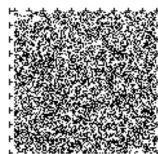


しょうがいじつうしよしえんとう みこみりよう こんご とりくみ ほうこうせい 3. 障害児通所支援等の見込量と今後の取組の方向性

(1) しょうがいじつうしよしえんとう ていきよう みこみりよう (1) 障害児通所支援等の提供 (見込量)

※令和5 (2023) 年度は3月末の見込み

サービス種別		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
児童発達支援	利用人数/月	357	359	362	366
	延利用日数/月	2,602	2,616	2,638	2,667
放課後等デイサービス	利用人数/月	625	631	641	652
	延利用日数/月	6,173	6,232	6,331	6,440
保育所等訪問支援	利用人数/月	13	14	15	16
	延利用日数/月	16	17	18	19
医療型児童発達支援	利用人数/月	0	1	1	1
	延利用日数/月	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	利用人数/月	3	3	3	3
	延利用日数/月	3	3	3	3
障害児相談支援	利用人数/年	950	958	970	985



(2) 今後の取組の方向性

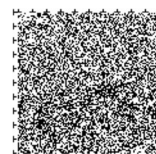
障がい児支援を進めるに当たっては、障がいのある児童本人の最善の利益を考へながら、児童の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がいがある児童やその家族に対して、発達に不安がある段階から、身近な地域で支援できる体制を確保することが重要です。

また、成長の過程にあるこの時期は、本人の状態の変化や周辺環境の変化が著しく、一人ひとりの個性と能力の伸ばす保育や教育による支援はもとより、乳幼児期から学校卒業時までの一貫した支援を行うため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が綿密に連携し、療育・保育から教育、さらに卒業後の支援へと、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するよう努めます。

今後も発達支援が必要な児童やその家族への支援は重要であることから、電話や相談の場などの各種相談体制や、障害児通所支援サービス等各種支援体制の充実を図るとともに、重層的な地域支援体制づくりのために、地域の療育の関係機関に支援等を行う中核的な役割を担う、児童発達支援センターもしくは同等の機能を有する市町村中核子ども発達支援センターの支援体制の充実等、関係機関と連携しながら発達支援体制を推進してまいります。

【サービスの量の確保のための方策】

区 分	内 容
児童発達支援	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、療育内容等を含め事業所等と協議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。
放課後等デイサービス	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、療育内容等を含め事業所等と協議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。
保育所等訪問支援	必要なサービス提供体制は確保されているため、今後も引き続きサービス量の確保に努めます。
医療型児童発達支援	利用ニーズの把握に努め、必要に応じ児童発達支援事業所等と協議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。
居宅訪問型児童発達支援	利用ニーズの把握に努め、必要に応じ児童発達支援事業所等と協議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。
障害児相談支援	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、相談支援専門員の増員等を相談支援事業所等と協議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。

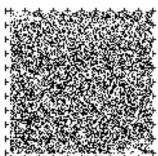


4. 地域生活支援事業の見込量と今後の取組の方向性

(1) 地域生活支援事業の提供（見込量）

※令和5（2023）年度は3月末の見込み

事業種別		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
理解促進研修・啓蒙事業	実施の有無	あり	あり	あり	あり
自発的活動支援事業	実施の有無	あり	あり	あり	あり
相談支援事業	実施箇所数	3	3	3	3
成年後見制度利用支援事業	実利用人数/年	8	8	8	8
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用人数/年	70	71	72	73
手話通訳者設置事業	実設置者数/人	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	給付件数/年	16	16	16	16
自立生活支援用具	給付件数/年	42	42	42	42
在宅療養等支援用具	給付件数/年	26	26	26	26
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	47	47	47	47
排泄管理支援用具	給付件数/年	3,865	3,878	3,874	3,870
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数/年	7	7	7	7
奉仕員養成研修事業					
手話奉仕員	修了者数	43	44	45	46
要約筆記者奉仕員	修了者数	9	9	9	9
点訳奉仕員	修了者数	6	6	6	6
朗読奉仕員	修了者数	46	47	48	49
移動支援事業	実利用人数/年	188	188	190	192
	延利用時間/年	11,301	11,301	11,421	11,542
地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1	1
	実利用人数/年	10	10	10	10
訪問入浴サービス事業	実利用人数/年	6	6	6	6
生活訓練事業	参加人数/年	6	6	6	6
日中一時支援事業	実利用人数/年	167	168	170	171
レクリエーション活動等支援事業	参加人数/年	370	375	380	385
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	あり	あり	あり	あり
障害者支援区分認定等事務事業	実施の有無	あり	あり	あり	あり
自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用人数/年	2	2	2	2
医療的ケア児等総合支援事業	実施事業所数	1	1	1	1
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	実利用人数/年	0	1	1	1



(2) 今後の取組の方向性

障がいのある方が地域で安全・安心な生活を送るためには、障がいの程度、生活状況、ライフステージ等、一人ひとりの事情に合わせた適切な情報提供やアドバイスが必要です。

そのために、各種制度や障害福祉サービスの利用等について対応できる体制を整備し、総合的な相談支援事業を継続して実施します。また、障がいのある方の家族等の介護者からの相談に対応することにより、不安の解消を図ります。

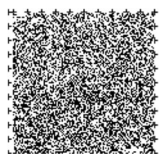
障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、各種制度や障害福祉サービスについて情報提供を行い、障がいのある方のみならず介護者等のケアも視野に入れたサービス提供に向け、地域の事業者と協議しながら地域生活支援事業の充実に努めます。

また、地域で生活する障がいのある方が、気軽に創作活動や生産活動、交流活動などを行う地域活動支援センターについては、利用者の意向や障がいの状況にあわせて活動の場を選択できるよう、地域の実情や障がいのある方のニーズを踏まえ、拡大を目指します。

障がい福祉に関する課題については、安全対策、就労・教育等の幅広い分野での対応が必要となるため、関係機関により組織する江別市自立支援協議会を活用していきます。

【事業量の確保のための方策】

区 分	内 容
地域生活支援事業	関係機関と連携して支援体制を整備し、引き続き必要な量のサービスを提供できるよう確保に努めるとともに、広くわかりやすい情報提供を行うことにより利用の促進に努めます。



けいかく じつげん む 6 計画の実現に向けて

1. 障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり

(1) 地域における支え合いの強化

障がいのある方が住み慣れた地域で安全・安心な生活を継続して送るためには、地域における孤立を防ぎ、地域全体での支え合いが重要となります。

身近にいる障がいのある方の障がい程度や、緊急時における支援の必要性等を地域の方が認識できるよう、地域における交流の場や身近な活動に参加するなど、日頃から地域のつながりを持つことが大切です。そのため、地域の方に対して障がいのある方への見守りや災害時の避難支援が円滑に進むように働きかけを行うとともに、地域の方にあらかじめ自身の状況を把握してもらう「避難行動要支援者避難支援制度」の利用を推進し、避難行動要支援者ごとに具体的な避難経路や避難支援者を定めた「個別避難計画」の作成により、災害時に自力で避難することが困難な方が安全に避難できるよう支援体制づくりを進めます。

また、災害が発生し、避難の長期化が予想される場合、通常の避難所で生活することが困難な障がいのある方が、より整った環境で避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の設置・運営や社会福祉施設、医療機関等、関係機関との連携による支援体制の整備を進めます。

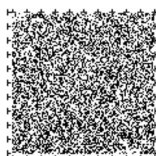
さらに、障がいのある方の地域生活への移行を推進するため、江別市自立支援協議会等による協議の場の確保を目指し、近隣市との連携や圏域での対応を含め、障がいのある方の地域生活を支援する体制を検討していきます。

(2) 障がいに対する理解促進及び社会参加の推進

障がいのある方が必要な配慮を受けられることが、今後も障がいに対する理解を促進し、障がいのある方の社会参加を推進するための取組を進めていくことが重要です。

市では、平成30（2018）年に「江別市手話言語条例」を制定し、手話が言語であるとの認識を市民に広めるほか、手話の研修会を実施するなど、手話の普及・啓発に努めています。

また、令和2（2020）年からは、重度障がい者が大学で修学するために必要な身体介護等のサービスを提供する、「重度訪問介護利用者大学修学支援事業」を開始したところであり、これからも障がいのある方の社会参加を推進していきます。



(3) 虐待の防止と権利擁護の推進

平成23（2011）年6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の趣旨を踏まえ、障がいのある方への虐待防止のための取組を推進します。

また、平成25（2013）年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の改正法が令和6（2024）年4月から施行されることに基づき、障がい者差別の解消をはじめ、市民の理解促進等への取組を推進していきます。

(4) 就労支援の充実

障がいのある方の自立支援の観点から、入院している方や施設入所者が円滑に地域移行・地域定着するための支援や就労支援などの課題に対応するため、社会資源の活用など、障がいのある方の生活を地域全体で支える体制づくりに努めます。これにより、地域社会への参加及び一般就労への移行、定着への推進を図っていきます。

2. 障がいのある方を支える持続可能な基盤づくり

(1) 達成状況の検証及び評価

障がいのある方の自立を地域で支える共生社会を形成するため、各年度において計画に対する実績を把握し、その時々障がい福祉施策や関連施策の動向、障がいのある方や地域の実情等を踏まえ、必要に応じて事業所等の意見を聞きながら、計画の分析・評価（PDCAサイクル）を行い、必要がある場合にはサービス量などについて、計画の見直しなどを実施します。

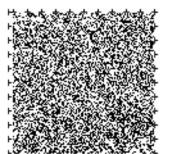
(2) 支援体制の強化

障がい福祉施策の円滑な推進のため、国、北海道、他市等との情報交換等により、行政の連携を強化するとともに、障がいのある方、障害福祉サービス等事業者、関係機関等で組織する江別市自立支援協議会を活用し、それぞれの考えや情報を共有し、支援体制の強化を図ります。

(3) 財政基盤の確立

障がい福祉施策を推進するに当たっては、障がいのある方の意向や障害福祉サービス等事業者の事業展開を踏まえ、国及び北海道と協議のうえ、必要な財源について適切に確保するように努めます。

また、各種施策については、国等の動向を注視しながら、市の中長期的な財政状況や地域の状況等も勘案しつつ、優先度の高いものから順に取り組むように努めます。



しょう しやしえん
障がい者支援・えべつ21プラン

だい きしょう ふくしけいかく れいわ ねんど れいわ ねんど
第7期障がい福祉計画 (令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

だい きしょう じふくしけいかく れいわ ねんど れいわ ねんど
第3期障がい児福祉計画 (令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

れいわ ねん がつはつこう
令和6(2024)年3月発行

へんしゅう えべつししょう ふくしけいかくとうさくてい いんかい
編集 江別市障がい福祉計画等策定委員会

はっこう えべつしけんこうふくしぶ
発行 江別市健康福祉部

じゅうしょ ねんご ねんご ねんご
住所 〒067-8674 江別市高砂町6番地

でんわ 011-381-1031
電話

ふあくす 011-381-1073
FAX

